

平成30年6月定例教育委員会会議録

○日 時 平成30年6月22日(金) 午後3時～3時20分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 加藤 忍

1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)

2番 佐竹 美津子

3番 毛呂 光一

4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	石 塚 健	管理課長	丸 山 一 義
学校教育課長	尾 形 圭一郎	学校教育課指導主幹	山 口 幸 一
社会教育課長	鈴 木 晃	社会教育課文化主幹	佐 藤 尚 子
社会教育課主幹	三 浦 眞 紀	中央公民館長	前 森 淳 子
スポーツ課スポーツ振興主査	阿 部 三 成	図書館長	松 浦 幸 子
学校給食センター所長	太 田 功		

出席事務局職員氏名 管理課庶務係長 石川聡

会議次第

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

日程第1 議第12号 鶴岡市社会教育委員の委嘱について(非公開)

日程第2 議第13号 鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について

5. 報告事項

(1) 各課より事業の案内

(2) その他

6. 閉会

開 会（午後 3 時）

教育長 　　ただ今から 6 月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。

（学校教育課指導主幹が先唱し、市民憲章唱和）

教育長 　　会議録署名委員は、4 番委員に願います。
本日の議事について、議第 1 2 号は人事案件のため、非公開とすることにご異議ないか。

教育委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしと認め、議第 1 2 号は非公開とさせていただきます。
（会議録は別記録とする）

教育長 　　次に、日程第 2 議第 1 3 号鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ課 　　第 1 3 号鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

主査 　　この規則は、本市体育施設の管理運営に関し、必要な事項を定めているもので、施設の使用期間や時間及び使用の手続き方法又、附属設備及び備品類の使用料並びに冷暖房料などを規定しているものである。今回の改正については、別表第 3 で定めている施設冷暖房料の備考に 1 項目を追加するものである。改正理由を申し上げます。鶴岡市朝暘武道館については、柔道場と剣道場の試合場がそれぞれ 2 面あるが、鶴岡市体育施設使用料条例においては、1 面使用、いわゆる半面使用する際について、その施設の 2 分の 1 を占有使用する場合は、2 分の 1 の額とすると規定されている。

一方、鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則で規定する朝暘武道館の冷暖房料については、半面使用の場合であっても、全面使用の料金が発生することとなっており、使用料条例との整合性を図るため、規則で定める朝暘武道館の冷暖房料について、半面使用の場合は 2 分の 1 の額とするという項目を備考に加えるものである。

（別紙により説明がなされた）

教育長 　　ただいまの議第 1 3 号について、質問、意見等はないか。
柔道場の試合場は 2 面あるが、片面だけ貸し出す場合もあるのか。

スポーツ課 　　あります。

スポーツ振興

主査

教育長 　　剣道場の方は、どのように使用されているのか。

スポーツ課 剣道場も2面であるが、中学総体等の際は、壁を取り払って大武道場と
スポーツ振興 つなげて4面で使用している。また、半面貸し出しも行っている。

主査

教育長 他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして議第13号は可決された。予定された議事は以上である。
次に報告事項に入る。各課より事業の案内について、事務局より説明を
お願いする。

学校教育課 お手元に平成30年度鶴岡市中学校部活動等に関するガイドラインを配
指導主幹 布させていただいた。冒頭にお詫びを申し上げる。このガイドラインは、
4月に各校に通知し、既に運用を開始しているものだが、事前に教育委員
の皆様へ説明をした上で通知すべきであったものである。報告が大変遅く
なり、お詫び申し上げる。

それでは、改めて概要をご説明申し上げる。

国等の流れを受け、本市においても、部活動等に関するガイドラインを
設定する必要がある。市校長会と連携しながら、昨年度から何度も、話し
合いを重ねて参った。全県としては、平成17年度から県の中学校長会で
申し合わせ事項として、毎年通知をいただき、それを基に部活動を運営し
てきたが、なかなか統一したものにならず、課題が多くあった。

そのような折、やはりこのような動きの中で、きちんとすべきだろうと
いう考えのもと、進めて参ったところである。

部活動と部活動を支援するために各学校で組織した保護者会等が主体的
に行う活動を総称して部活動等としているが、大きな課題は、この活動の
境目が非常に不明確で、学校の教員に対する負担感が非常に大きかった。
また、保護者の負担、指導者の確保など、様々な課題を有していたので、
この辺をしっかりと色分けするため、あくまでも部活動は顧問、担当の教員、
部活動指導員が行い、クラブ活動については顧問、教員は指導に関わらな
いことを基本として、保護者会等が主体的に行う活動とし、きちんと明確に
したことが肝である。

具体的な活動については、国の方針にのっとり、例えば平日は2時間と
する、土日であっても3時間を基本とする。週4日、土日いずれかは休み
とするなどを盛り込んだものである。これを受けて、各校では、それぞれの
学校の実情に応じて、ガイドラインを策定し、公表することになっており、
ホームページ等への掲載をはじめた学校もある。各学校の状況がどう
なっているのかを把握しながら、進めて参りたい。

通知では今年度から実施することとされているが、現在、総体が終わり、

これから中学校2年生の代に切り替わる時期でもある。保護者会等で新たな体制が組まれることもあり、新人チームになってから年度末までの間に、様々な課題を整理し、改めて31年4月に改定、改正し進めていこうと準備しているところである。

教育長 この件について、質問はないか。

2番委員 4月からスタートしたようだが、部活動の担当者、クラブ活動に携わる保護者の方、指導員の方から実際にどのような意見が寄せられているのか、現場で出ていることや、聞こえてくることがあれば伺いたい。

学校教育課 指導主幹 このような形を出しているが、これまでも各中学校で何もしてこなかったわけではなく、これに近い形で、なんとかうまく機能するように進めてきており、これと同じようなガイドラインで進めている学校も多くある。直接、委員会の方に各学校から非常に困惑しているとか、大きな問題があるなどの声は、今のところ入ってきていないが、実情がどうなのかについては、きちんと把握する必要があると思っているし、総体が終わった時期であるので、いろいろな声を聞こうと考えている。

これから新しい保護者に代替わりしていくので、指導者、練習場所、時間のことなど、様々な課題が出てくることが予想される。校長会も定期的に行われているので、その中でも様々な課題を集約していただき、連携をとり足並みをそろえながら、進めているところである。

2番委員 今終わったのは、地区大会か、県大会か。

教育長 地区大会である。

2番委員 県大会や全中に残っている部活動では、今までの体制が続くのか。

教育長 趣旨は活かしていこうということで、厳密にこのとおりにという意味ではない。鶴岡市体育協会総会、スポーツ強化後援会等でも話をさせていただいたが、大きな異論は出ていない。強い部活動を指導していただいている指導者の方からも、賛同の声をいただいている。

藤島中学校の剣道などもその一つであるが、どのように受けとめられているか。

学校給食センター所長 私自身は、総合型地域スポーツクラブの立場に関わり指導しているが、何と区別するためにこのように記載されているのか。

教育長 地域の社会体育団体が主催するクラブとは、具体的にはスポーツ少年団などのことで、総合型地域スポーツクラブとは、中学校区に作られているものである。剣道の個人道場などであれば別だが、中学校の部活動の構成員と保護者会等によるクラブ活動の構成員がほぼ同じ場合、それは部活動であるという認識である。熱心な人は、やりすぎる傾向があったので、歯止めとしてガイドラインを作成した。

鶴岡市だけでなく、庄内町でも作っており、酒田市もこれから作ると伺っているので、庄内地区は足並みがそろわないのではないかと考えている。

教育長 その他、報告事項はないか。

スポーツ課 ホストタウン事業について、ご説明させていただく。

スポーツ振興
主査 東ヨーロッパのウクライナとルーマニアに挟まれたモルドバ共和国とのホストタウンを本市で締結しており、今月末にモルドバのオリンピック委員会の会長が鶴岡市を訪問することになっている。

西川町は鶴岡市との合同でのホストタウンの登録申請中であるが、6月30日の午前中は、西川町のカヌー競技会場を視察し、午後は本市体育施設の会場視察、夜には、「モルドバ ドイツ 鶴岡 食でつなぐホストタウン交流の宴」と題したウェルカムパーティーを計画している。グランドエルサンで開催されるので、委員の皆様にも都合がつけばご出席いただきたい。7月1日日曜日は、国際ノルディックウォークが湯野浜海岸で開催されるので、モルドバオリンピック委員会の会長にも参加していただく予定である。

7月2日月曜日午後3時頃からは、事前合宿受け入れの調印式を本市と西川町とモルドバ共和国のオリンピック委員会との三者の合意書をかわす予定としている。合意書をかわした後、夕方の飛行機で、東京に帰られる予定となっている。

教育長 この件について、質問はないか。その他、報告事項はないか。ないようなので、これをもって6月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 （午後3時20分）